

別添資料 1 岡山市が付保を予定する保険の概要

1. 建物総合損害共済

①共済の目的の範囲

建物：土地に定着して建設され、屋蓋を有し、居住、作業、販売、貯蔵等の用に供される構築物をいい、給排水、冷暖房等の附属設備は建物に含まれる。なお、門等の構築物は建物の一部分とはみなされない。

②てん補責任の範囲（次のいずれかの偶然の事故による損害が生じたときは、災害共済金が支払われる。）

- ・火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風災・水災、雪災、土砂崩れ

③共済の目的の価額

共済の目的が建物である場合は、再調達価額によって定める。（再調達価額とは、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模のものを再築する額をいい、建築費指数によって建物の再調達価額を算出する。）

④共済責任額（保険対象額）の設定

共済の目的が建物である場合の共済責任額は、「全部共済委託」（委託物件の共済責任額が共済の目的の価額と等しい額が設定されている場合）が原則である。

⑤被保険者名

岡山市

⑥免責額

火災、落雷、爆発の場合は無し。物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風災・水災、雪災、土砂崩れの場合は損害額 5 万円未満。

⑦免責条項

- (1) 共済委託市の長もしくは業務執行機関またはこれらを補助する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (2) 委託物件のはっ酵もしくは自然発熱または委託物件に加えられた加熱もしくは乾燥作業によって生じた損害
- (3) 委託物件の紛失または盗難による損害

- (4) 学校施設の建物、工作物および動産ならびに住宅物件基準を適用する建物、工作物および動産のガラスのみに生じた損害。ただし、火災による損害は除く。
- (5) 電車または自動車が共済の目的である場合において、当該電車または自動車につき生じた車両の衝突または接触による損害
- (6) 屋外動産の内部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊により屋外動産内の動産について生じた損害
- (7) 戦争、暴動その他の事変またはテロ行為による損害
- (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (9) 核燃料物質（使用済燃料も含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故による損害

2. 市民総合賠償補償保険

※賠償責任保険と補償保険の総合保険のうち、賠償責任保険の内容について示します。

①保険目的

「市が所有・仕様・管理する施設の瑕疵」、「市の業務遂行上の過失」、「市の福祉施設等において提供される生産物」 によって、市が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金が支払われる。

②保険金額（賠償責任保険の支払限度額）

(1) 身体事故について

1名につき 3,000万円、 1事故につき 3億円

(2) 財物事故について

1事故につき 1,000万円

※免責金額はなし。

以上